

01

計画の目標と基本方針

1. 緑の基本計画策定の基本視点

環境の悪化にどう対処していくかが、世界的な命題となる中で、私たちの価値観も多様化し、豊かさを実感できる暮らしに対する欲求が高まっています。緑の基本計画は、都市の緑を総合的に、かつ効果的に創りだし、守っていくことで環境保全と生活の質的向上を目指すために、策定されるものです。

■地球環境の保全

身のまわりで起こる環境の悪化に対して、私たちは技術的な解決に努力してきました。しかし、環境の悪化は、経済活動の上でも精神的な面においても様々な問題となってわきだしており、連鎖反応として地球規模の問題となっています。その中で私たちは、限りある資源を保全し、未来にわたって責任のもてる成長の方向を探り、新たな地球環境時代を見据えた計画づくりが必要となっています。

■自然との共生

緑と太陽や風、緑と水や土、緑と動物など、そのどれもが環境をつくる上で大切な役割を果たしており、共生の関係にあります。優れた環境は、このような共生の関係を大切にしながら形成されるものです。市民一人ひとりが自然との共生に関心を持ち、自分が果たすべき役割と目標を理解した上で、街と自然が適度な距離をもって接する人間的な感性の豊かなまちづくりが必要です。

■安全で快適な街

より高密になっていく都市空間には、これまで以上に防災上の安全性や空間的なゆとりが必要になってきます。住みよい環境は、暮らす上で基本的な要件が整っていることが大前提です。こうした快適性を考えたまちづくりが必要です。

■四季を楽しむゆとりのある暮らし

樹木や草花のすばらしい点は、季節や天候によって成長し、動物と互いに影響しあいながら高めあっていくことにあります。また、寒さや雪も見かたを変えれば他の地域では得られない私たちの財産です。この豊かな環境に価値を見出し、個性的なまちづくりを進めることで、より豊かな生活を実現し、生きいきとした街の魅力づくりを進める必要があります。

2. 旭川市の特徴

■未来に引き継ぐ旭川の緑

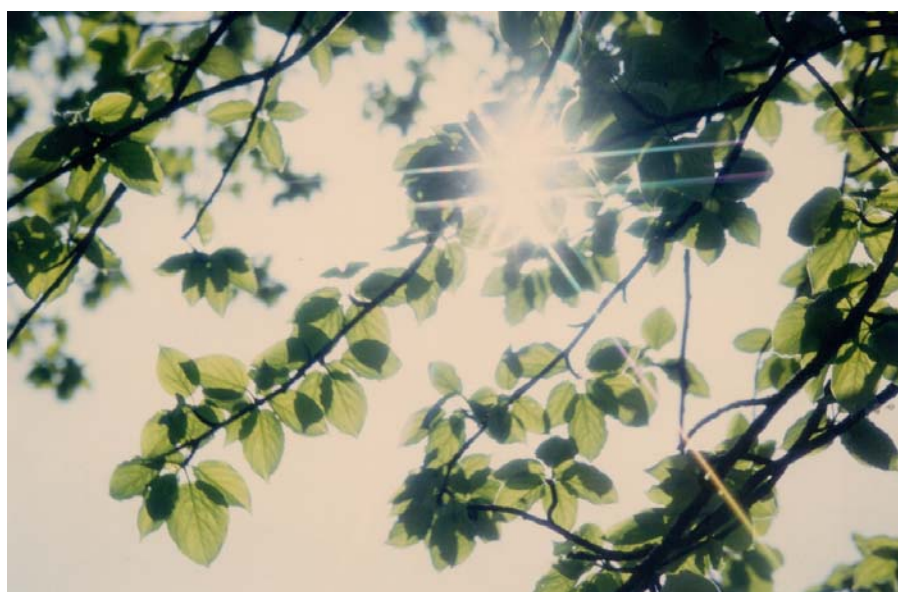
都市周辺に息づく山林は、その地域の地形や風土、歴史の中で守られ育まれた自然として、都市の個性やイメージを決定づける重要な資源であり、ふるさとの風景を形づくるものです。

旭川市は、まちの周囲を江丹別・米飯・神居岡・増子の4つの山塊、また、市街地に迫る台場・春光台・旭山・神楽の丘陵台地、さらに4大河川の緑に包まれる特徴のある緑の骨格が多く残されています。

また、市街地には、神社、路傍の樹林や巨木など私たちの生活に身近で貴重な緑が残されています。

これらの旭川ならではの貴重な緑を未来の子供達に守り継承していくことは、今を生きる私たちの使命と言えます。

一方、このように大きく捉えると、緑豊かな街と言われる旭川も、市街地内の緑はまだ不足していることも指摘されています。積雪寒冷地という厳しい気象条件や様々な維持管理上の問題から、市街地の緑はこじんまりとしたものが多く、緑の持つ機能を十分に発揮していません。これまで同様に自然を守り育てていくと同時に、新たな緑をつくり育てていくことを、市民一人ひとりの目標として取り組み、他に誇ることもできる「緑豊かな街旭川」を実現することは、私たち共通の願いに他なりません。

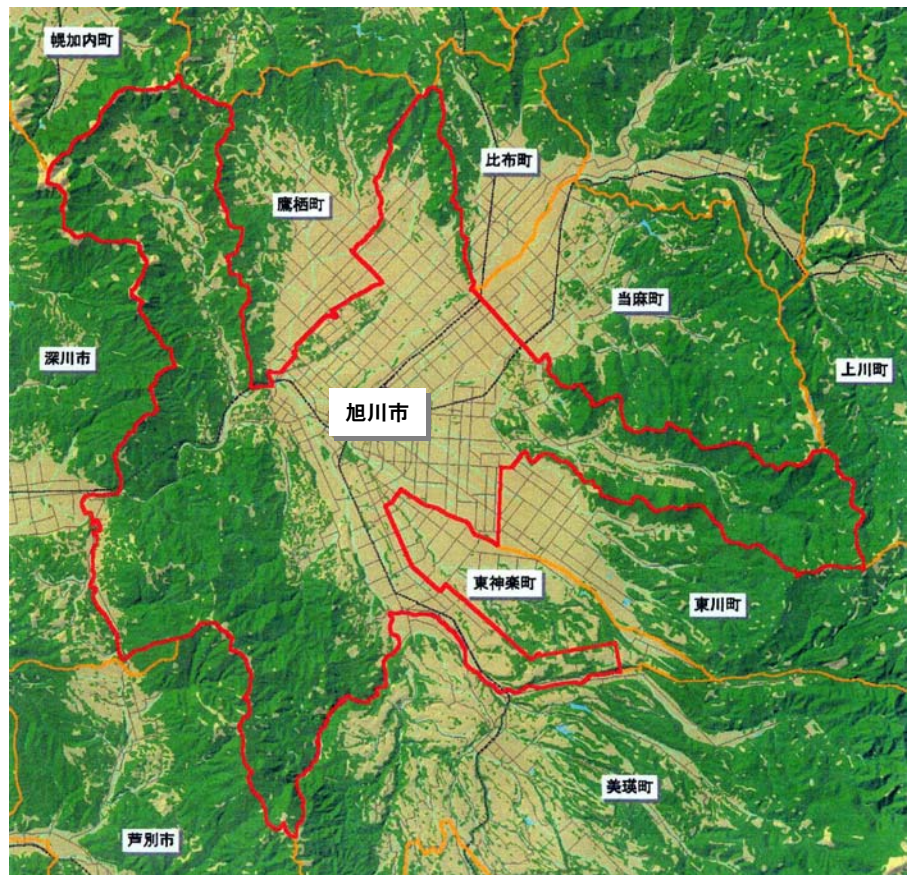


■旭川市の概要

旭川市は東経 142 度 22 分、北緯 43 度 46 分、標高 111m(市役所所在地)の北海道のほぼ中央部上川盆地に位置しています。

大正 11 年(1922 年)の市制施行時に約 6.2 万人であった人口は、現在では約 36 万人を有する北海道の中核都市となっています。

本市は、上川圏に入植した屯田兵・農業入植者のための消費提供型都市と旧陸軍の第 7 師団を擁する軍事都市として成長しました。戦後数年の市街地は、現在の都心周辺を中心に約 20k m² 強の広がりでしたが、昭和 30 年代からの隣接市町村との合併の結果、現在では、747.60 k m²の行政面積を有し、鷹栖町や東川町、東神楽町と楔型に接する行政域を有しています。



※出典:上川支庁資料



■旭川市の自然環境

本市の自然環境を見ると、大雪山系に源を発する4本の石狩川水系河川が市街地を放射状に貫流し、都市のフレームを条件づけています。

また、地形的には、北西に突哨山とそれに続く丘陵地、西側には春光台と嵐山一帯の丘陵地、さらに南に台場・神居古潭から神居山地に続き、東には旭山、米飯地域の丘陵地に囲まれています。特に神居古潭の奇景絶景は、本道を代表する景勝地として知られています。この河川と周辺の山地、丘陵地の緑は、旭川市の緑の根幹であるとともに、特徴的な市街地景観を創る骨格となっています。

動植物では、天然記念物、特殊鳥類に指定されているクマゲラ、オジロワシ、クマタカ、オオタカ等の貴重な鳥類が確認されています。また、草本類のカタクリやフクジュソウなどは突哨山をはじめ嵐山公園や旭山公園などで普通に見られるほか、絶滅危惧種のベニバナヤマシャクヤク、サルメンエビネや絶滅危急種のミヤウチソウなども確認されています。

さらに、神居古潭はホソバノエゾノコギリソウの基準標本産地になっているほか、奇景絶景は本道を代表する景勝地として知られているなど、自然環境の観点から多くの資質・資源を有しています。



旭川の自然を代表する神居古潭の特徴的な景観

■旭川市の緑

旭川市の緑を大きく捉えてみると、石狩川等の主要な河川による**河川の緑**、北部の東鷹栖の丘陵地帯、西部に春光台及び嵐山一帯の丘陵地域、南に延びて台場及び神居古潭から神居山地域、さらに最東部の米飯地域は大雪山へと連なる**山地・丘陵地の緑**、市街地周辺を包み込む**田園の緑**、そして市街地内にある公園や街路樹、社寺林による**街の緑**と4つの骨格的な緑に分けることができます。

■旭川市の緑の骨格



- 河川の緑**
旭川市の水と緑、そして景観の骨格。市内には石狩川、牛朱別川、美瑛川、忠別川など大小約130本もの川が流れており、そこには約730もの橋がかけられている。
- 山地・丘陵地の緑**
神居台場、旭岡・春光台神楽丘陵等の広葉樹の樹林地が、市街地景観の背景となり、旭川の特徴的な緑の1つと言える。
- 田園の緑**
市街地を取り囲む江丹別・米飯・神居山等の山塊は、まちの領域を形成する緑地として重要な緑である。
- 街の緑**
本来の生産的機能に加え、郷土景観を代表する生産緑地である。
- 街の緑**
市街地内に分布する社寺境内の樹林、学校林、外国種見本林等は、市民生活に身近で貴重な緑である。

市街地における緑は、西高東低の傾向が見られ、特に春光、緑ヶ丘、忠和方面の樹林率及び緑被率が高い傾向にあります。一方、公園緑地は、中心市街周辺などの古くからの市街地に少なく、郊外部に多い状況です。

したがって、旭川市の緑は、周辺の山地丘陵や大きな河川に依存しており、市街地内の緑は、偏りがあって、東部方面の緑が少ない状況にあるといえます。

3. 旭川市の緑の課題

旭川市の緑の状況と分析の結果をもとに、緑が果たす4つの基本的な機能を視点として、旭川市の緑の課題を抽出し、以下にその要点を整理します。

■環境保全の視点での課題

- ①河川の保全と生物空間としての利用
- ②市街地近郊の丘陵地などの保全と活用
- ③田園の保全
- ④線的な緑地の確保
- ⑤市街地に残る樹林地の保全や創出
- ⑥公園緑地の適正配置と多自然型整備の推進

■レクリエーションの視点での課題

- ①広域レクリエーションネットワークの構築
- ②自然に親しむレクリエーション活動の場の提供
- ③総合公園や運動公園の整備促進
- ④街区公園や近隣公園などの適正な配置
- ⑤公園や主要施設を結ぶネットワークの形成
- ⑥公的緑地の確保や民有地誘導施策の展開
- ⑦差別化や状況に合った多様な公園緑地の整備
- ⑧公共公益施設のレクリエーション利用

■防災の視点での課題

- ①河川を利用した避難地、避難路の確保
- ②斜面崩壊や土砂流出の防止
- ③無秩序な市街化や開発の防止
- ④身近な避難地の配置や緑化の推進
- ⑤安全な避難路の確保や保全と活用
- ⑥災害防止や公害の軽減
- ⑦広域・一次避難地の機能強化

■景観の視点での課題

- ①河川によって特徴づけられる特色ある景観形成
- ②自然豊かな旭川を印象づける景観の形成
- ③既存樹木の保全や民有地の緑化推進
- ④公園緑地や公共施設の緑化による景観向上
- ⑤無秩序な市街化や開発の防止
- ⑥道路の修景による景観の向上と特徴づけ
- ⑦旭川らしい個性的な施設整備

■現況と分析に基づく各視点での課題抽出

	現況と分析結果	環境保全 の視点での課題	レクリエーション の視点での課題	防災 の視点での課題	景観 の視点での課題
自然	冷涼な気候で寒暖の差が大きい	水面など旭川の都市気候と関連する場所の保全や創出	特徴的な気候風土を活かした公園緑地の利用や施設整備		特徴的な気候によってもたらされる旭川らしい風景の保全
	風が弱い	市街地近郊の丘陵地などの保全			
	大雪山系を源とする多くの河川が市内に貫入する	生物等の回廊としての保全や活用	広域的なレクリエーションネットワークの骨格化	広域避難所や避難地としての利用	旭川を特徴づける重要な景観資源としての印象づけ
	山地や丘陵地に囲まれる地形である			斜面崩壊や土砂流出などの災害の防止	豊かな緑に囲まれた旭川の景観のイメージづくり
	多様な植生と植生に合わせた動物の棲み分けや市街地による東西の移動阻害が見られる	現存植生の保全と生物移動空間の確保	自然に親しむレクリエーション活動の場としての利用		
	亜高山植物など草本の基準標本産地が周辺丘陵地に分布する	丘陵地の保全と自然に親しむ施策の展開			自然豊かな旭川を象徴する景観資源としての活用
社会	人口増加は横ばいの傾向を示す	優れた環境形成による旭川の魅力づくり	多様なレクリエーション活動の場の提供による旭川の魅力づくり	安全で快適な施策の展開による安心感の形成	
	20年後には人口の1/4程度まで高齢人口が増加する		利用者層の変化に合わせた公園等の整備や身近な場所への配置	高齢者が移動しやすい避難路の整備と身近な場所への避難地の配置	
	世帯数の増加が顕著である			無秩序な市街地の拡大や開発の防止	
	第3次産業を中心とする消費型都市の傾向が見られる				
	木材加工を主体とする第2次産業が特徴となっている				
	農地開拓を目的として明治23年に石狩川の氾濫源にか神居、永山、旭川の村落が開かれた		産業や歴史的背景などを踏まえた個性的なレクリエーション施設の整備		産業や歴史的背景などを踏まえた個性的な公園緑地や街路整備などの推進
	軍都、鉄道の要衝として大きく発展し、戦後は北海道の拠点都市となっている				
産業構造上、財政力指数は低めである					
みどり	河川、丘陵地、田園の緑に依存した構造を有している	河川・丘陵地・田園の保全と活用			
	神楽、神居、春光などの丘陵地に接する古からの市街地の緑被率が高い	樹林地などの保全による生物の生息域の確保		延焼の防止など災害防止の面からの保全と育成	深みと潤いのある景観を形成する景観資源としての保全と育成
	新興住宅地の緑被率が低い	まとまった樹林地の創出や貴重な既存林の保全	公園緑地などの樹林地率の向上	連続的な防災樹林などの確保や避難地となる施設の緑化推進	街路樹の整備などによる景観の改善
	公園緑地の整備は、道内都市と比較すると低い水準にある	地区公園クラスの公園緑地の配置による環境保全上の拠点整備	住区基幹公園や都市基幹公園の適正配置	広域・一次避難地の機能強化	
	街路樹は、中心市街地周辺が多く、それ以外は少ない	緑的な緑地の確保による環境保全の推進	緑道や道路環境施設帯などの確保による多様なレクリエーション空間の提供	避難路のネットワークの形成	街路樹などによる街並みの修景
	小中学校、行政施設、幼稚園などの公共施設緑化が立ち遅れている		施設と一体となった新しいレクリエーション空間の確保	避難地となる施設の緑化推進	公共施設緑化による景観形成の誘導
	商業地や民有地は全体に低い緑化状況となっている	民有地緑化修景の誘導施策の導入			
	緑豊かな印象は、丘陵地周辺など高いが市内全体でみると希薄な印象をうける	公園緑地などの適正配置			
	公園緑地の整備は、古からの市街地が高密度で公園緑地などが少ない	地区公園クラスの公園緑地の配置による環境保全上の拠点整備	住区基幹公園や都市基幹公園の適正配置	身近な避難地の確保	緑地などの整備による都市景観の向上

4. 旭川市のまちづくりの基本的な考え方

※人が輝く北の文化かおるまち

旭川市のまちづくりの指針となる「旭川市基本構想」に示された、旭川市が目指す都市像。平成17年9月30日に議決された。

※旭川市都市マスタープラン

都市計画法に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市民の意見を反映させながら将来都市像や地域別都市計画の方針をきめ細かく定めるもの。都市計画区域を有する市町村では、策定が義務づけられている。旭川市では、平成13年10月に策定された。

旭川市は、大雪山連峰を望み、石狩川などの多くの河川が合流する山と川と肥沃な大地に恵まれた四季のうつりかわりが美しい街です。

旭川市では、このようなすばらしさを活かし、暮らしやすい街を次代へ引き継ぐため、将来の都市像を「**人が輝く 北の文化のかおる まち**」と設定し、「人を中心とした」好循環を実現するため、市民が高い志と誇りを持ちながら、いつまでも住み続けたいと思える街を目指しています。

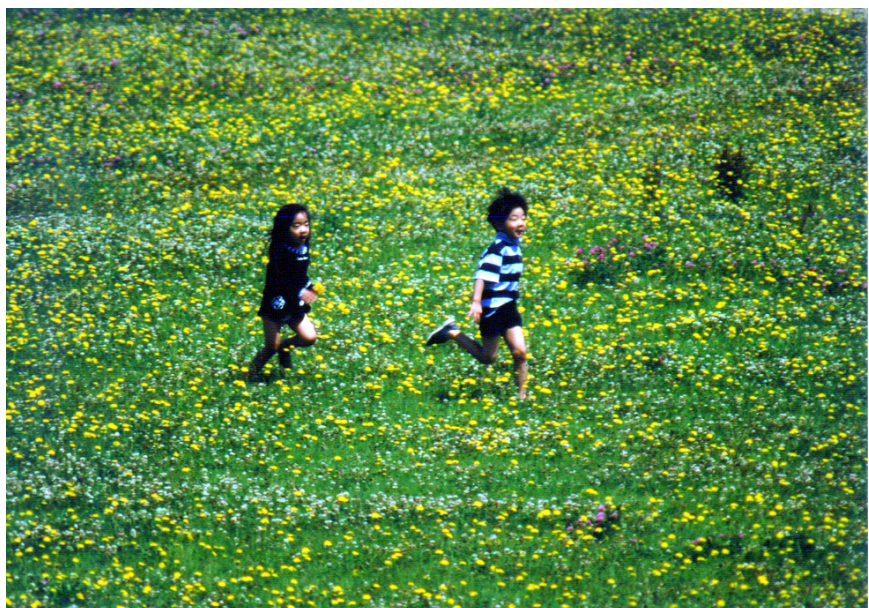
また、旭川市都市マスタープランでは、水と緑の豊かな環境資産や雪と氷の冬の気象条件など、旭川市を取り巻く自然環境との共生をめざした都市整備を進めることを掲げ、蓄積された社会資本を有効に活用しつつ、市民の参加により個性豊かな地域づくりを積みかさね、四季を通して快適性、利便性が感じられ、人が集まる成熟した都市の形成をめざすこととしています。

このような認識を踏まえて旭川市の都市整備の理念を以下のように定めています。

都市整備の理念

「自然が輝き、人がにぎわう都市の形成」

緑の基本計画を策定するにあたって、こうしたまちづくりの姿勢を念頭において、川や大雪の山並み、周囲の丘陵、四季のうつりかわりを旭川固有の財産と考え、これらの保全と創出を図って、都市に落ち着きをあたえ四季の変化をより美しく演出し、緑豊かな旭川を強く印象づける緑づくりを基本的な考え方とします。



5. 旭川市の緑の将来像と計画の目標

これからの緑のまちづくりにあたっては、緑は市民の共有財産との認識の上にたち、緑と共に生きているという心を大切に、緑との関わりを通して、北海道の拠点都市にふさわしい旭川独自の緑の生活文化が形成されることが大切です。

特に旭川の地域特性を考えた場合、水を身近に感じる環境づくりを行うほか、冬期にも快適に暮らせる都市環境の整備が望まれることから、冬期の緑と環境の魅力化を図ります。また、春になるといっせいに草花が咲きほころぶことが北国の特徴であり、魅力でもあることから、草花による緑化を積極的に推進します。

このように地域特性を活かした緑のまちづくりを行うことにより、**環境にやさしく、安全で住みよい、水も緑も人もいきいきと輝くまち**を実現していきます。

旭川市緑の基本計画では、水や緑、花によって旭川の特徴ある緑づくりを進めることで、自然に親しみやすく、やさしい環境を形成し、市民の住む喜びや誇りを育てていく、旭川の緑のまちづくりの目標を次のように定めます。

[計画目標]

水と緑と人が光り輝くまちづくり



6. 4つの基本方針

目標としての緑の将来像を実現するために、今後より積極的に緑化施策を展開していくことが重要となってきます。そこで、旭川を特徴づける豊かな自然を守り育てる**緑の骨格**をつくり、緑あふれる街並みと緑のネットワークを形成して**緑のつながり**をもたせ、身近な場所に公園や緑地等を整備することで**緑をちりばめ**、質の高い緑やみんな**で緑を大切に**していくことで**緑を磨く**という4つの考えをもとに、緑の将来像を実現していきます。

1. 緑の骨格をつくる

旭川には街をとりまく豊かな緑があり、水などの涵養に有効であるのはもちろん、動植物の生きる場所としても重要な役割を担っています。これらの緑を保全していくとともに、活用したり再生したりしながら、市街地にも取り込み、さらに街のシンボルとなる緑を創出して緑の骨格をつくります。これによって周辺町村も視野に含めた広域的なつながりを形成するとともに、景観的にも生態系にとっても豊かな緑を形成できます。

- 施策の柱**
- ・街をとりまく緑の保全・活用
 - ・広域的なつながりをもつ緑の形成
 - ・街を特徴づける主要道路の緑化推進
 - ・街の拠点、シンボルとなる緑の創出
 - ・農地等の保全・活用

2. 緑をつなぐ

点在型の整備では、防災効果や生活快適性が見地からも緑は有効に機能できず、残念ながら現在の市街地は、多くの地区でそのような状況が見られます。市街地にゆとりある空間を提供し、景観的に整えながら、避難路や防火帯となる連続する緑が必要です。道路や河川、利用されていない公有地や民間の空地を有効に活用し、積極的に緑の連なりを形成して安全で快適な街を実現します。

- 施策の柱**
- ・川の街を活かした緑の創出
 - ・街並みを整え防災にも役立つ緑の形成



3. 緑をちりばめる

公園や住まいのまわりの緑は、遊びや憩いの空間となり、四季のうつろいを感じさせ、暮らしに潤いをもたらします。こうした小さな緑の集まりは、街全体を印象づける大きな要因にもなります。豊かな暮らしを実現していくために、使いやすい場所に地域に適した個性的な公園緑地を整備していくことはもちろん、地区センターや学校などの公的施設、私たちの住まいの周りにも緑を増やしていくように努めます。

- 施策の柱
- ・ 公園緑地の整備
 - ・ 公共公益施設の緑化
 - ・ 地域のシンボルとなる緑づくり
 - ・ 地域を彩る花と緑の育成
 - ・ 民有地の緑化
 - ・ 水と緑のオアシスづくり

4. 緑を磨く^{みが}

自然や緑は、市民共有の財産であり、みんなで一緒に守り育てていくべきものと考えます。自然との共生を考え、地球環境を思いやる心を育むことで、緑の質を高め、豊かな自然と緑の街としての資質を持つ旭川の本来の魅力を引き出すことが可能です。そのために、みんなで考える土台づくりや援助する仕組みを検討します。また、冬期も快適に暮らせるまちづくりを行うほか、市民参加で公園をつくったり、緑の管理などについても見直しを図ります。

- 施策の柱
- ・ 緑の魅力を引き出す管理運営の推進
 - ・ 地域ぐるみの緑化と緑の管理
 - ・ 冬の魅力づくり
 - ・ 啓発活動の推進

■緑の概念図



←--> 広域的なつながりをもつ緑の形成

街をとりまく緑の保全・活用

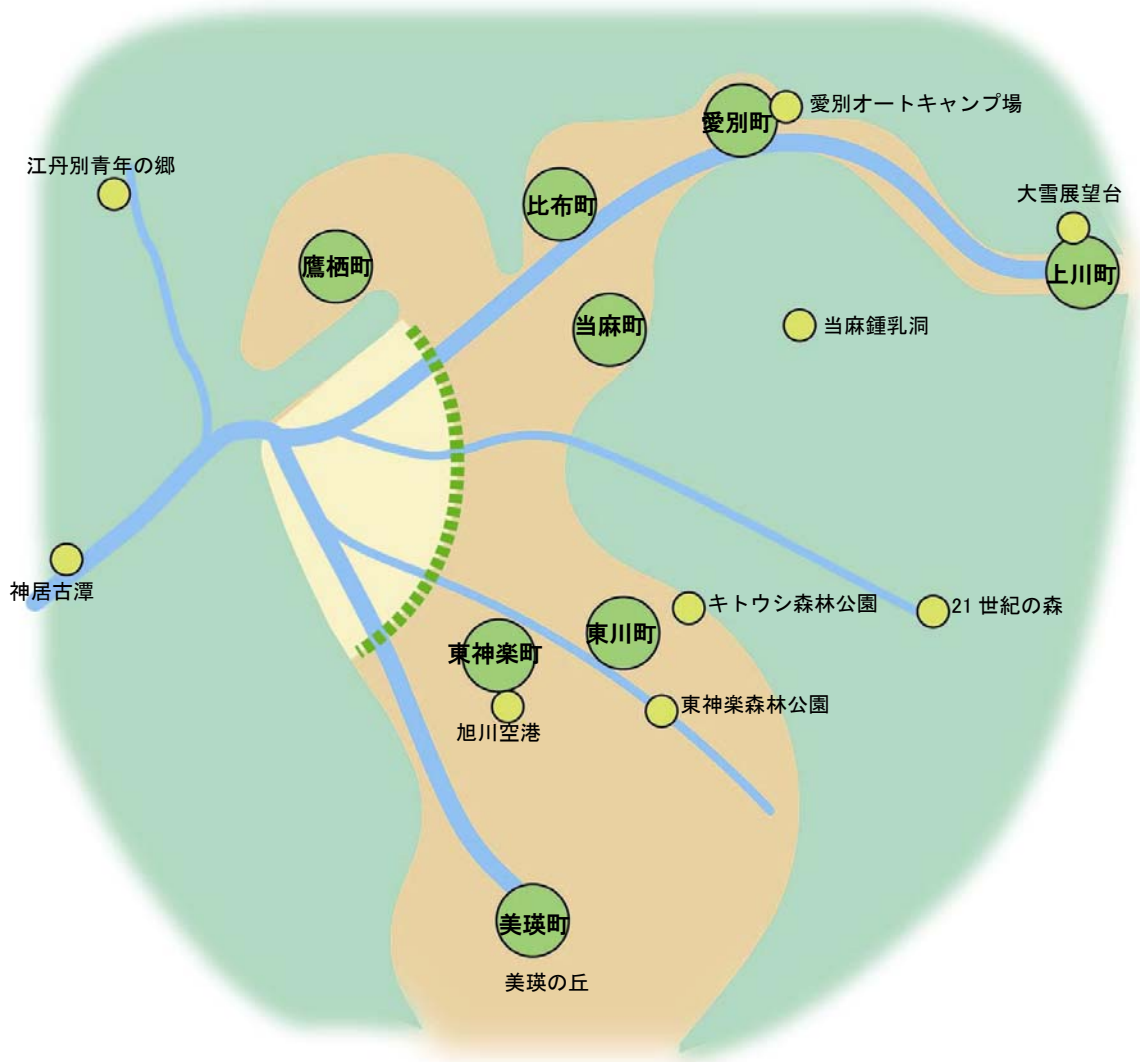
農地等の保全・活用

拠点となる緑

緑をつなぐ

緑をちりばめる

■ 広域的な緑の概念図



- 広域的なつながりをもつ緑の形成—河川
- 広域的なつながりをもつ緑の形成—グリーンベルト
- 街をとりまく緑の保全・活用
- 農地の保全・活用
- 拠点となる緑
- 緑をちりばめる

7. 施策の体系

緑の将来像を実現するため、4つの基本方針で設定した施策の柱ごとに主要な施策(事業)を示します。

1. 緑の骨格をつくる

旭川市をとりまく丘陵地の保全や主要河川の多自然化・環境保全、市街地外郭のグリーンベルト整備、市街地周辺の農地を活かすなどの広域的な連続性を確保するほか、拠点となる大規模な公園緑地の整備を進めるなど旭川の緑の核をつくる施策を推進します。

2. 緑をつなぐ

地域の幹線道路や小河川の用地を有効に利用して、歩行者専用路を整備したり、街路樹や花の植栽を進めることで、学校などの地域の中心となる施設や公園を連続する緑や花で結び、防災効果や生活環境の快適化を図る施策を推進します。

3. 緑をちりばめる

身近な場所に公園を増やしたり、古くなった公園を新しくするなど公園の新設や再整備を進め、緑化の先導的な役割を果たす意味で公共公益施設の緑化を積極的に進めます。また寺や神社に残る樹木などの保護や花による修景を通して地域に根ざした緑づくりを行うほか、いろいろな制度を活用して民有地の緑化を支援したり、身近に水に親しめる施設を導入するような施策を推進します。

4. 緑を^{みが}磨く

緑や公園に親しんだり、愛着を持ってもらえるように、住民参加のもとで公園づくりや管理運営を行うシステムづくり、公園利用を促進する施策を展開するほか、街路樹や公共施設、公園緑地の管理体制の強化や環境教育を充実させたり、市民の緑化活動を支援していくことで緑の質を高める施策を推進します。

■施策の体系

基本方針	施策の柱	主要な施策
緑の骨格をつくる	まちをとりまく緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●特別緑地保全地区等の指定 ●ふれあいの森づくり・市民緑地の活用 ●緑化基金見直しの検討
	広域的なつながりをもつ緑の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーンベルト整備の促進 ●自然の保全等個性ある主要河川の整備 ●生態系に配慮した緑地の整備
	まちを特徴づける主要道路の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ●まちのシンボルとなる道路緑化の推進 ●まちへ迎える道路緑化の推進 ●都市景観形成事業との連携
	まちの拠点・シンボルとなる緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点となる都心の公園の整備 ●特徴ある大きな公園の整備
	農地等の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●休耕地・転作農地の活用 ●市民農園の整備
緑をつなぐ	川のまちを活かした緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●小河川の緑化 ●河川敷地等の有効利用の検討 ●多自然型の川づくり
	まち並みを整え防災にも役立つ緑の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●都心の緑のネットワーク形成 ●街路樹等の整備の促進 ●JR沿線の緑化
緑をちりばめる	公園緑地の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ●既存公園の再整備 ●身近な公園の整備推進 ●多様な公園整備の実施
	公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●景観事業との連携 ●公共施設緑化マニュアルの作成 ●公共公益施設の避難地機能を強化する緑化推進
	地域のシンボルとなる緑づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の核となる施設周辺の積極的な緑化 ●保護樹・保護樹林の指定 ●社寺林の保全
	地域を彩る花と緑の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●道路・河川の未利用空地の緑化 ●路傍樹の保全と創出 ●花による緑化の推進
	民有地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●緑地協定の締結促進 ●景観条例の充実化 ●緑のリサイクル事業の展開 ●窓辺緑化に対する助成制度の創設
	水と緑のオアシスづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●橋詰空間の緑化 ●調整池緑地の整備 ●水に親しめる施設の整備推進
	緑の魅力を引き出す管理運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●緑のセンターの充実・強化 ●住民参加による公園計画の推進 ●管理体制の強化・充実
緑を磨く	冬の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●冬の公園利用促進 ●雪に映える樹木の植栽 ●ウインターイベントの企画・運営
	地域ぐるみの緑化とみどりの管理検討	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化手引きの作成配付 ●町内会などによる地域緑化の推進 ●リサイクル事業の推進
	啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●表彰制度の充実 ●緑の広報の強化 ●環境教育の充実
		<ul style="list-style-type: none"> ●公的な緑化活動の企画・運営 ●市民主体の緑化活動の支援

8. 計画の目標水準

■計画のフレーム

緑の基本計画を進める上で、基本となる計画の対象区域、人口の見通し、市街化区域の規模は、つぎのようにまとめられます。

(1)計画の対象範囲

緑の基本計画での対象範囲は基本的に市域全体となりますが、事業の推進にあたっては、都市計画法や都市公園法、都市緑地法などの法令の枠の中で進めていく必要があります。ここで述べる目標値などは都市計画法で定める都市計画区域や市街化区域を対象としています。それ以外の地域については、農地法や森林法などを適正に運用しながら、農業の振興や森林の保全などの観点から総合的、広域的に緑の保全を図ります。

計画対象範囲

対象範囲	面積
旭川市全域	74,760ha
旭川圏都市計画区域の旭川市域	30,050ha

※面積は、都市計画課資料による平成17年値

(2)人口の見通し

本計画の策定当時の第6次旭川市総合計画では、総人口は緩やかに増加し、目標年次の平成27年には38万7千人の人口規模と想定していましたが、予想以上の少子高齢化の進展などにより、中間である平成17年は36万1千人と微増にとどまりました。今後は、本市の人口が減少傾向にあることから、第7次旭川市総合計画では人口の見通しを目標年次の平成27年で、35万程度と想定しています。

※第7次旭川市総合計画

まちづくりの指針となる「旭川市基本構想」を受け、行政運営の基本となる計画として目標達成のための取り組みの方向を体系的に示した。平成18年1月に策定された。

人口の見通し

策定当時 (平成8年)	中間年次 (平成17年)	目標年次 (平成27年)
359千人	361千人	約350千人

(3)市街化区域の規模

少子高齢化の進行によって、日本の全体での人口減少が始まっています。全国の都市づくりにおいても、今後は市街化区域の拡大を抑制し、コンパクトシティへ転換する傾向が強まっています。

旭川市においても、今後は市街化区域の拡大を抑制する方向で都市づくりを進めていくことを目指しています。

したがって、市街化区域の規模は、同程度と想定します。

市街化区域の規模

	策定当時 (平成8年)	目標年次 (平成27年)
市街化区域人口	340.0千人	約350.0千人
市街化区域の規模	7,838ha	7,958ha
人口密度	43.4人/ha	約44人/ha



■計画の総括目標水準

緑の基本計画は、策定からおおむね 20 年後を目途に実現を目指しています。そのための指標として、現在の緑の量に対して、どのくらいの緑の量にするのかをあきらかにした計画の目標値を定めます。

(1)緑地の確保目標水準

公園や一般開放された民間施設の緑、または法制度によって確保される緑地面積の目標を設定します。旭川市では、市街化区域で策定当時、約7%のこうした緑地の割合を**2倍以上増加**させることを目標とします。

緑地の確保目標

区分		策定当時 (平成8年)	中間年次 (平成17年)	目標年次 (平成27年)	
市街化区域面積 に対する割合	緑地面積	513.9ha	580.0ha	おおむね	1,400ha
	割合	6.6%	7.3%	おおむね	17%
都市計画区域面積 に対する割合	緑地面積	19,271.5ha	20,414ha	おおむね	22,000ha
	割合	64.1%	67.9%	おおむね	73%

(2)都市公園などの目標水準

都市公園などの施設として整備すべき緑地の整備目標面積と一人当たりの面積目標を設定します。旭川市では、策定当時、約 12 m²/人の面積を一人当たり 20 m²以上増加させ、**34m²/人**を目標とします。

都市公園等の目標

区分		策定当時 (平成8年)	中間年次 (平成17年)	目標年次 (平成27年)	
施設 緑地	施設緑地 全体	面積	738.5ha	1,020.0ha	1,500ha
		一人当り	20.8m ² /人	28.3m ² /人	43m ² /人
	内都市 公園等	面積	424.7ha	706.8ha	1,200ha
		一人当り	12.0m ² /人	19.6m ² /人	34m ² /人

(3)都市緑化の目標

地区センターや支所、学校、病院などの公共公益施設に開かれた緑の空間を提供することを目指して、その緑化面積率**30%化**を目指します。また、市民の皆さんの敷地についても一宅地一本の樹木植栽など各種の支援事業を通して**緑化面積率20%化**に努めます。

都市緑化の目標

区分		策定当時 (平成8年)	目標年次 (平成27年)	
公共公益施設	緑地面積	約160ha	約183ha	
	割合	約26%	約30%	
民有地	緑地面積	約500ha	約685ha	
	割合	約17%	約20%	

※表中の面積は、緑化面積を示している

(4)緑被率の目標

市街地における樹林地や農地、草地などの土地に占める割合(緑被率)を策定当時の約25%から、公園緑地の増加や公共公益施設の緑化、民有地の緑化などによって、市街化区域で約1.2倍の緑被率30%を目指します。

緑被率の目標

区分	策定当時 (平成8年)	中間年次 (平成17年)	目標年次 (平成27年)
市街化区域面積	7,838ha	7,958ha	7,958ha
緑被地面積	約2,000ha	約1,900ha	約2,380ha
緑被率	25.2%	24.1%	約30%

■計画の個別目標水準

旭川市では、子孫に受け継ぐ財産として市内の樹木本数1,000万本を未来に残すべく努力しています。

本計画では、そのためのステップとして、施設区別に緑化面積や緑化延長、樹木本数の目標値を定め、それぞれが協力しあって、目標年次には総合で**3倍増**を目指します。

個別の目標

施設区分	策定時 (平成7年)		目標年次 (平成27年)		目標 増加率	
	緑化面積 緑化延長	樹木本数 (本)	緑化面積 緑化延長	樹木本数 (本)		
都市公園	238.9ha	118,900	790.0ha	395,000	3.3倍	
道 路	252.2km	46,300	500.0km	83,000	2.0倍	
河 川	168.7ha	118,000	416.0ha	239,000	2.0倍	
他の 公共空間	行政施設	8.4ha	2,000	14.0ha	4,200	2.1倍
	教育施設	107.3ha	35,600	120.0ha	72,000	2.0倍
	その他施設	40.5ha	12,900	49.0ha	25,500	2.0倍
	小計	324.9ha	168,500	599.0ha	340,700	2.0倍
民有地	500.0ha	267,000	570.0ha	1,000,000	3.7倍	
合 計	1,063.8ha 252.2km	600,700	1,959.0ha 500km	1,818,700	3.0倍	
目標値	1,100ha 250km	600,000	2,000ha 500km	1,800,000	3倍	